

「P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」開催要領

1. 目的

ポリ塩化ビフェニル（以下、「P C B」という。）廃棄物の処理の現状を把握した上で、今後のP C B廃棄物の適正処理の推進策を検討することを目的として、「P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）検討委員会は、学識経験者、事業者等の関係者及び自治体職員等で、環境再生・資源循環局長が委嘱した委員をもって構成する。
- （２）必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で出席させることができるものとする。
- （３）検討委員会には、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業所が立地している自治体、経済産業省その他座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 検討事項

検討委員会の検討事項は次のとおりとする。

- （１）以下に掲げるP C B廃棄物についての適正処理推進策について
 - ① 変圧器・コンデンサー等
 - ② 安定器・汚染物等
 - ③ 微量P C B汚染廃電気機器等
- （２）今後のP C B廃棄物処理の見通しについて
- （３）その他P C B廃棄物に関する課題について

4. 座長

- （１）検討委員会には座長を置く。
- （２）座長は検討委員会の議事運営にあたる。

5. 運営

- （１）検討委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。

- (2) 公開した検討委員会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、公開するものとする。
- (3) 上記のほか、検討委員会、会議録の公開に関し必要な事項は、座長が定めることができるものとする。

6. 庶務

検討委員会の庶務は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課において行う。